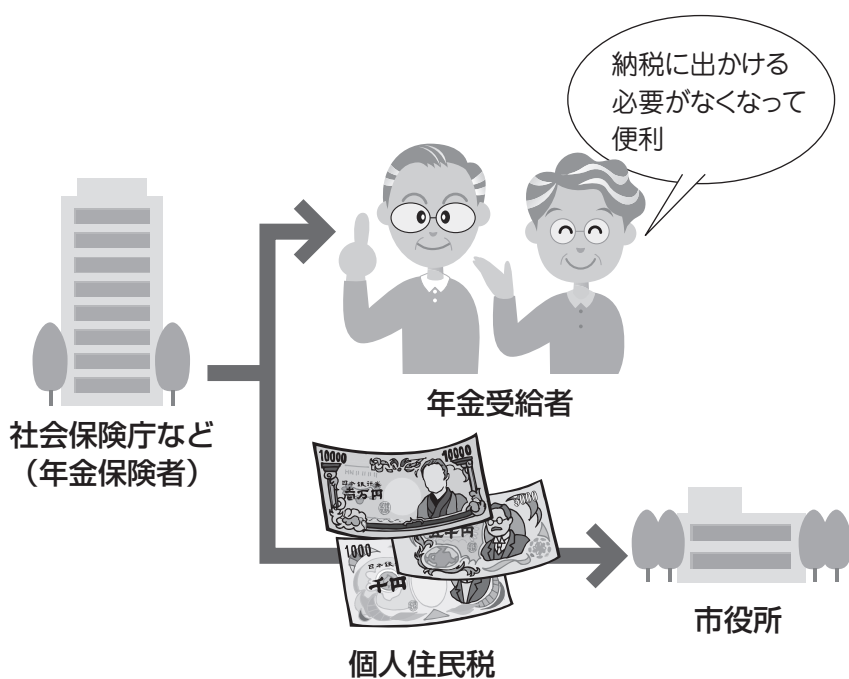


10月から実施 公的年金分の個人住民税を 公的年金から特別徴収(天引き) する制度が始まります

公的年金分の個人住民税(市県民税)を公的年金から特別徴収(天引き)する制度が、平成21年10月の支給分から実施されます。

公的年金を受給されていて、個人住民税の納税義務のある方は、現在、口座振替や、市役所、金融機関に向向き、窓口で個人住民税をお支払いいただいています。今回の制度導入により、公的年金分の個人住民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

特別徴収(天引き)制度の実施で…



年金保険者が、年金から住民税を天引きして、市に直接納入

◆対象となる方
4月1日現在、公的年金(国民年金法による老齢基礎年金、旧国民年金法および旧厚生年金保険法等による老齢年金等)を受給されている65歳以上の方で、個人住民税の納税義務がある方
ただし、次に該当される方は除きます。
・老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方

・特別徴収(天引き)される個人住民税の額が、老齢基礎年金等の年額を超える方
◆特別徴収(天引き)される税額
公的年金の年金所得にかかる均等割額および所得割額です。
ただし、年金所得のほかに給与所得があり、給与から個人住民税が特別徴収(天引き)されている方の均等割額は、公的年金からは天引きされません。

◆徴収の方法

特別徴収(天引き)制度が導入される平成21年度、または新たに特別徴収(天引き)の対象となった年度

普通徴収(納付書・口座振替による納付)		特別徴収(天引き)		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

特別徴収(天引き)2年目以降

年金支払月					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の下半期に徴収した額の1/3	前年度の下半期に徴収した額の1/3	前年度の下半期に徴収した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3

※年金所得以外の所得にかかる個人住民税および特別徴収の対象とならない方の個人住民税は、従来どおりの方法により、お支払いいただくこととなります。